

## 2 文化財保護法による現状変更等の制限

松島の指定地内では、土地形質の改変、建築物・工作物の新築・設置、木竹の伐採等、一定の要件下での現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という）を行う際、文化財保護法第125条の規定にしたがい文化庁長官の許可を得なければならない。ただし、維持の措置と非常災害の応急措置、保存に影響を及ぼす行為で影響が軽微である場合は許可不要とされている（84ページ参照）。

なお、許可後に計画内容や期間に変更が生じた際は、事前に届出を提出し、承認を受ける必要がある。現状変更行為が終了した時点で、速やかに終了届を提出しなければならない。

## 3 現状変更等の取扱い

松島を適切に保存管理するため、現状変更等の取扱いについて共通事項と取扱方針を定める。

### (1) 共通事項

以下 i～iv の4項目を、現状変更等の取扱いにおける共通事項とし、各保護地区の取扱い方針を第6-3表の通りとする。

- i 現状変更等は、景観に配慮され、松島の保存に著しく支障をきたすものでなければ認める。
- ii 関係法令・各種計画との調整を図る。
- iii 関係者の財産権、地域の安全を尊重し、調整を図る。
- iv 本計画に定めのない事項については、関係者との協議のうえ個別に判断する。

第6-3表 各保護地区における現状変更の取扱い方針

保護地区	現状変更の取扱い方針
特別保護地区	核心的な松島の自然や歴史的景観の保全を優先した取扱いとする。
第1種保護地区	人手が加えられながら維持されてきた里山的環境（自然）の保全を優先した取扱いとする。安全対策や生業・生活にも配慮する。
第2種保護地区	安全対策や生業・生活に配慮した取扱いとする。開発行為に対して、周囲と調和した色彩の採用、緑地保全や緑化など、良好な景観形成を促す。
第3種保護地区	安全対策や生業・生活に配慮した取扱いとする。開発行為に対して、松島の景観に影響を及ぼさないよう促す。
海面保護地区	住民生活・生業や航行の安全に配慮しつつ、海域縮小の抑制をする。

### (2) 現状変更内容ごとの取扱い基準

各保護地区の取扱い方針に基づいて、一般的な現状変更内容（建築物の建築、工作物の設置、土地造成・埋立て等、木竹伐採）の取扱い基準を以下の通り定める。

#### i 建築物

建築物の新築等は、第6-4表で各保護地区の取扱い基準を定める。意匠等における「周囲の景観との調和」の考え方は、第6-5表「建築物における景観配慮の例」のほか、景観計画やまちづくりルール、ガイドライン等が策定されている地域では、それらも参照すること。

28 建築物の「新築・増築・改築・移転」の定義は以下の通りとし、個別に取扱い基準を示していない場合は、一括して「新築等」と示している。**新築**：建築物が無かった土地での建築/**増築**：既存建築物がある土地での棟続きの建築/**改築**：既存建築物の全部又は一部を除却したのち、同用途・規模での建築/**移転**：同一敷地内で建築物を移転する行為